

## 競争ルールの検証に関するWG(第37回)に関する追加質問事項

- 1 NTTドコモの資料2ページにスマホの端末販売に占めるセット販売比率が記載されていたが、逆にスマホの通信契約に占めるセット販売の比率の推移を教えてください。  
(相田主査代理)

(NTTドコモ回答)

- 資料でお示した「端末販売(スマホ)に占めるセット販売比率」は、当社が端末販売する際の回線契約者比率の推移です。
- なお、新規通信契約に占める端末購入の割合は、2019年度から2022年度にかけて、  
**構成員限り**  
概ね平均  %前後で推移しており、大きな変動はございません。

- 2 上限2万円規制に代わる基準を設定し、運用するためには、かなりのコストがかかることが想定される。代理店が真っ当な価格で販売できるようにするためには、値引きの上限規制ではなく、むしろ手数料体系を見直すことが必要ではないかと思う。  
例えば、楽天モバイルの資料2-2-4のp8では、「当社はポートイン指標の設定を行っておりません。…そのため、上限2万円規制の違反を助長するものではない」とある。  
手数料体系を見直し、代理店が無茶な値引きをしないようにすることが最も重要だと思うが、どうか。

(西村(真)構成員)

(NTTドコモ回答)

- スイッチング円滑化政策によりユーザー流動性が高まる中、新規獲得を重視することは合理的と考えており、当該方針に合わせて、ポートインの計画値や目標達成率も設定しております。
- また、高い業績を上げている販売代理店に対して、業績相応の支援を実施する観点から、一定水準の目標値の設定は必要だと考えております。
- なお、販売代理店が運営するドコモショップ等においては、販売価格は販売代理店が設定しており、当社は価格設定に関与しておりません。
- 他方で、当社は、全国代理店向けの説明会においても、利用者の満足度(NPS)の重要性を発信しており、今後もポートインとNPSを両輪として重視しつつ、代理店とのコミュニケーションをより一層強化し、引き続き適切な手数料体系となるよう、随時見直しを検討いたします。

- 3 楽天モバイルのみ継続利用割引規制の対象外とすることには各社反対ということだが、それでは、全事業者を対象外とすること(継続割引規制の撤廃)については、どのように考えるか。

継続利用割引規制は一定の囲い込み効果があることは事実だが、新規・MNP偏重の状況を是正し、端末の大幅な値引きや無意味な乗換えをなくすためにも、撤廃することも一

案かと思う。

(長田構成員)

(NTTドコモ回答)

- 継続利用割引の規律を撤廃した場合、行き過ぎた囲い込みに繋がる虞があると考えます。
- 改正法の趣旨に鑑みて、現行の規律から見直しが必要となる環境変化は生じていないと考えます。

4 NTTドコモ資料によれば、「経済合理性のない価格競争(3頁)」「過度な端末割引の根本原因である白ロム割は、各社実施している状況では、競争対抗の観点でキャリア主導で取り止めることは困難(6頁)」との見解が示されているものの、過度な端末割引によってキャリアも利益を得ているのではないかと思われるが、実態はどうか。転売ヤーを除く購入者にとって短期的には利益になるとしても、長期的に見た時に利益があるのかどうか、その事実関係はどうとらえるべきか。

(大谷構成員)

(NTTドコモ回答)

- 「長期的に見た時の利益」は、端末購入にあたり白ロム割が適用された回線契約者が、どの程度の期間継続してご利用いただくかによるため、現時点で影響は見通せておりません。
- また、「購入者の短期的な利益」は、改正法前にも同様に問題となっていた頻繁に端末購入する利用者とそうでない利用者間で不公平が生じる過度な端末割引であり、改正法の趣旨を踏まえると適切ではなく、当社は業界一律のルール化(規律見直し)による是正を要望しているところです。
- 規律見直しがされた場合は、これまで過度な端末割引に費やしていたコストも活用し、新規・既存ユーザーへの幅広いニーズに応じた割引等を通じて、デジタル田園都市構想の実現にも不可欠な5Gネットワークの普及に向け、5Gへの移行促進等していきたいと考えております。

5 NTTドコモ資料の新古品の販売価格の市場(8頁)は、現在は仮に安定しているとしても、端末販売価格規制の基準と位置づけられた途端に不安定(低廉化)にならないか懸念されるが、そうならないという根拠は何か。

(大谷構成員)

(NTTドコモ回答)

- 当社は、ベンチマークが不安定(低廉化)となり、転売益が生じないよう、「市場の新古品販売価格」だけでなく、「携帯電話の買替え年数」を踏まえて一定の率を設定する等の簡便な方法で、業界一律の端末割引上限設定をご提案しております。
- なお、「端末販売価格規制の基準」となった場合においても、需要と供給の影響等、市場の原理に基づき、中古販売業者が販売価格を決定するものと考えます。

以上